

令和6年度診療報酬改定により加算される項目について

▶ 医療情報取得加算（旧：医療情報・システム基盤整備体制充実加算）

オンライン資格確認を行う体制を有していること、患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。マイナンバーカードを使わない患者さんに、マイナカード使用を推進するという観点から、医療情報取得加算が定められました。

マイナ保険証使用なし		マイナ保険証使用あり
マイナ保険証使用するも医療情報提供に同意なし		
初診時	3点	1点
再診時	2点	1点

▶ 医療DX(デジタルトランスフォーメーション)推進体制整備加算（新設） 初診時月1回

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報をオンライン資格確認システムにより取得し、及び活用して診療を行うことを医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。ほかの医療機関とのデータ共有の結果、迅速・正確な診断に寄与するものと考えられます。また投薬内容や検査などの重複を防ぐことができます。

▶ 一般名処方加算

後発医薬品がある薬について、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、商品名ではなく一般名で処方することです。一般名処方により特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなるためです。これは最近の、医薬品供給が不安定な情勢にも対応するものです。また後発医薬品使用促進の観点から、定められました。



後発医薬品使用体制加算・外来後発医薬品使用体制加算

「医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること及び体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することを、医療機関内に掲示していること。後発医薬品使用促進の観点から、定められました。

今後も当院は患者様に寄り添い、正確な診療を心がけてまいります。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

院長